

<改正後全文>

十勝少子化対策圏域協議会設置要綱（案）

（設置目的）

第1条 十勝総合振興局の所管地域（以下、「圏域」という。）において、幅広い分野の関係者相互が密接に連携し、地域の実情に応じた少子化対策の総合的な企画、調整及び推進を図り、子どもたちの未来に夢や希望が持てる北の大地の実現に資することを目的に、十勝少子化対策圏域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1）圏域における少子化対策の総合的な企画及び推進に関すること。
- （2）圏域における少子化対策に係る関係者の連絡調整に関すること。
- （3）圏域における少子化対策に係る情報の収集及び意識の啓発に関すること。
- （4）その他、少子化対策の推進に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 協議会は、次の構成員をもって組織する。

- （1）各市町村（児童福祉主管課長）
- （2）十勝総合振興局（保健環境部社会福祉課子ども子育て支援室長）
- （3）十勝教育局（教育支援課長）
- （4）その他、必要と認められる者

（協議会の開催）

第4条 協議会は、必要に応じて保健環境部くらし・子育て担当部長（以下「くらし・子育て担当部長」という。）が招集し、主催する。

- 2 議長は、十勝総合振興局保健環境部社会福祉課子ども子育て支援室長をもって充てる。
- 3 議長は、不在の場合、その都度、これを代行する者を指名することができる。
- 4 くらし・子育て担当部長が特に必要があると認めるときは、構成員以外の者に地域ネットワーク会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

（ワーキング会議）

第5条 協議会は、必要に応じワーキング会議（以下、「ワーキング」という。）を置くことができる。

- 2 ワーキングは、協議会から付託された事項を処理するものとする。
- 3 ワーキングは、代表者とメンバーで構成する。
- 4 代表者は、十勝総合振興局保健環境部社会福祉課子ども子育て支援室子ども子育て支援係長をもって充てる。

- 5 メンバーは、第2項の付託事項に応じて選定することとし、代表者が第3条第4項に準じて依頼する。
- 6 代表者は、必要に応じ、メンバー以外の者の参加を求めることができる。
- 7 ワーキングは、必要に応じて開催することとし、代表者が招集する。

(開催計画書・報告書)

- 第6条 協議会は、毎年度5月末までに様式1により開催計画を作成し、子ども未来推進局に提出するものとする。
- 2 協議会及びワーキングを開催した場合、開催後1月以内に、様式2により開催報告を作成し、子ども未来推進局に提出するものとする。
 - 3 第2項の規定中の「開催後1月以内」は、3月10日以降に開催した場合は、「翌年度の4月10日まで」に読み替えるものとする。

(庶務)

- 第7条 協議会の庶務は、十勝総合振興局保健環境部社会福祉課子ども子育て支援室において処理する。

(設置期限)

- 第8条 地域ネットワーク会議は、第三期「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」の計画期間である平成32年3月31日までを設置期限とし、これを経過するごとに、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、設置の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて期限の延長等、必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

- この要綱は平成17年7月 7日から施行する。
この要綱は平成22年4月28日から施行する。
この要綱は平成23年6月 1日から施行する。
この要綱は平成24年4月 1日から施行する。
この要綱は平成25年4月 1日から施行する。
この要綱は平成30年 月 日から施行する。

改正後

改正前

十勝少子化対策圏域協議会設置要綱

十勝少子化対策圏域協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 十勝総合振興局の所管地域（以下、「圏域」という。）において、幅広い分野の関係者が密接に連携し、地域の実情にに応じた少子化対策の総合的な企画、調整及び推進を図り、子どもたちの未来に夢や希望が持てる北の大地の実現に資することを目的に、十勝少子化対策圏域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(設置目的)

第1条 十勝総合振興局の所管地域（以下、「圏域」という。）において、幅広い分野の関係者が密接に連携し、地域の実情にに応じた少子化対策の総合的な企画、調整及び推進を図り、子どもたちの未来に夢や希望が持てる北の大地の実現に資することを目的に、十勝少子化対策圏域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。
 (1) 圏域における少子化対策の総合的な企画及び推進に関すること。
 (2) 圏域における少子化対策に係る関係者の連絡調整に関すること。
 (3) 圏域における少子化対策に係る情報の収集及び意識の啓発に関すること。
 (4) その他、少子化対策の推進に必要な事項に関すること。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。
 (1) 圏域における少子化対策の総合的な企画及び推進に関すること。
 (2) 圏域における少子化対策に係る関係者の連絡調整に関すること。
 (3) 圏域における少子化対策に係る情報の収集及び意識の啓発に関すること。
 (4) その他、少子化対策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次の構成員をもって組織する。

- (1) 各市町村（児童福祉主管課長）
- (2) 十勝総合振興局（保健環境部社会福祉課子ども子育て支援室長）
- (3) 十勝教育局（教育支援課長）
- (4) その他、必要と認められる者

(組織)

第3条 協議会は、議長、副議長及び第4項に記載されている機関から選出された委員により組織する。

- 2 議長は、十勝総合振興局保健環境部社会福祉課主幹をもって充てる。
- 3 副議長は、委員のうちから議長が指名する。
- 4 委員の選出にあたっては、以下の各分野にわたる団体等から行うこととし、各団体等からの推薦をもって、議長が依頼する。
 - (1) 市町村（市町村地域協議会）
 - (2) 保健・福祉・教育等の関係団体（機関）
 - (3) 事業主及び労働者の関係団体（機関）
 - (4) その他子育て支援にかかわる団体等
- 5 委員の任期は1年（年度内）とする。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期とする。
- 6 委員は再任されることができ、
- 7 委員の欠席にあたっては、同一機関からの代理出席により対応しても差し支えない。
- 8 議長は必要に応じ、協議会委員以外の者の出席を求めることができる。

(協議会の開催)

- 第4条 協議会は、必要に応じ保健環境部くらし・子育て担当部長（以下「くらし・子育て担当部長」という。）が招集し、主催する。
- 2 議長は、十勝総合振興局保健環境部社会福祉課子ども子育て支援室長をもつて充てる。
- 3 議長は、不在の場合、その都度、これを代行する者を指名することができる。
- 4 くらし・子育て担当部長が特に必要があると認めるときは、構成員以外の者に地域ネットワーク協議会議長の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(議長及び副議長の職務)

第4条 議長は、協議会を代表し、会務を総理する。
 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

(協議会の開催)

- 第5条 協議会は、原則として、年複数回開催するものとする。
- 2 協議会は、議長が招集する。

(ワーキング会議) 必要に応じワーキング会議(以下、「ワーキング」という。)
第5条 協議会が、必要に応じてワーキング会議(以下、「ワーキング」という。)
を置くことができる。

2 ワーキングは、協議会から付託された事項を処理するものとする。

3 ワーキングは、代表者とメンバーで構成する。

4 代表者は、十勝総合振興局保健環境部社会福祉課子ども子育て支援室子ども子育て支援係長をもって充てる。

5 メンバーは、第2項の付託事項に応じて選定することとし、代表者が第3条第4項に準じて依頼する。

6 代表者は、必要に応じ、メンバー以外の者の参加を求めることができる。

7 ワーキングは、必要に応じて開催することとし、代表者が招集する。

(開催計画書・報告書)

第6条 協議会は、毎年度5月末までに様式1により開催計画を作成し、子ども未

2 採推進局に提出するものとする。

3 報告を作成し、子ども未採推進局に提出するものとする。

第2項の規定中の「開催後1月以内」は、3月10日以降に開催した場合は、「翌年度の4月10日まで」に読み替えるものとする。

(庶務) 協議会の庶務は、十勝総合振興局保健環境部社会福祉課子ども子育て支援室において処理する。

(設置期限)

第8条 地域ネットワーク会議は、第三期「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」の計画期間である平成32年3月31日までに設置期限とし、これを経過するごとに、社会経済情勢の変化や開催実績等を動案し、設置の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて期限の延長等、必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は平成17年7月7日から施行する。

この要綱は平成22年4月28日から施行する。

この要綱は平成23年6月1日から施行する。

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

(ワーキング会議)

第6条 協議会が、必要に応じワーキング会議(以下、「ワーキング」という。)
を置くことができる。

2 ワーキングは、協議会から付託された事項を処理するものとする。

3 ワーキングは、代表者とメンバーで構成する。

4 代表者は、十勝総合振興局保健環境部社会福祉課主査(事業指導)をもって充てる。

5 メンバーは、第2項の付託事項に応じて選定することとし、代表者が第3条第4項に準じて依頼する。

6 代表者は、必要に応じ、メンバー以外の者の参加を求めることができる。

7 ワーキングは、必要に応じて開催することとし、代表者が招集する。

(開催計画書・報告書)

第7条 協議会は、毎年度5月末までに様式1により開催計画を作成し、子ども未

2 採推進局に提出するものとする。

3 報告を作成し、子ども未採推進局に提出するものとする。

第2項の規定中の「開催後1月以内」は、3月10日以降に開催した場合は、「翌年度の4月10日まで」に読み替えるものとする。

(庶務) 協議会の庶務は、十勝総合振興局保健環境部社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は平成17年7月7日から施行する。

この要綱は平成22年4月28日から施行する。

この要綱は平成23年6月1日から施行する。

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

この要綱は平成32年4月1日から施行する。

この要綱は平成33年4月1日から施行する。